

# 不良な生活環境の解消等について

市民局・保健衛生局・福祉局・環境局

令和5年12月26日

## 目次

- 1 本市の現状
- 2 市議会における質問・要望状況
- 3 これまでの検討状況
- 4 対応スキーム ※以下の（ ）内は要綱の条項
  - (1) 目的／定義（第1条・第2条）
  - (2) 対策会議の設置／幹事会の設置（第3条・第4条）
  - (3) 初期対応（第5条）
  - (4) 幹事会による協議（第6条）
  - (5) 区役所の会議体による協議（第7条）
  - (6) 対策会議による協議（第8条）
  - (7) 再発防止の取組（第9条）
- 5 今後の予定

# 1 本市の現状

- 本市においては、いわゆる「ごみ屋敷」の定義、対応方法等を定めた例規はなし。
- そのため、市民から相談等を受け、現地確認、情報収集、所有者との対話・交渉等を行い、課題解決に至る事案がある一方で、複合的な問題がある場合など、対応方法等が明確でないため、対応が進まず、課題解決に至らないケースが存在。

市民からの相談等



現地確認・情報収集・所有者との対話・交渉



課題解決（堆積物の撤去）

《把握状況》

状況	件数
撤去済	4
一部撤去	1
未撤去（当事者に会えていない／当事者に会い交渉中）	6

※ 令和5年2月22日時点

（複合的な問題がある場合など）



未解決事案

- ・所有者に会えない
- ・所有者には会えたが話が進まない
- ・様々な「困り事」を抱えている



どのように対応していくべきか??

## 2 市議会における質問・要望状況

- 令和3年2月定例会（代表質問）及び令和4年9月定例会（代表質問）において、質問があり、それぞれ**答弁**。
- また、令和4年度の会派要望（令和5年度予算編成等に対する要望等）において、より要望があり、**複数課連名で回答**。

### 《令和3年2月定例会（代表質問）》

#### 質問項目

- 5 ごみをため込んでしまう人への福祉的支援について（1）条例化を視野に入れた問題解決の方法について

#### 答弁内容

- ・（略）**今後も市民局、保健福祉局、環境局、消防局等をはじめ様々な所管局や外部機関等が相互に連携、協力するとともに、福祉的な側面としても引き続き本人に寄り添った支援ができるよう対応**してまいります。
- ・なお、**条例化も視野にという御意見を伺いましたが、まずはただいま申し上げましたように、御本人に寄り添う支援が大切と考えておりますことから、引き続き関係部局との連携をさらに強化しながら対応**してまいります。その上で、**条例化に関しましては、今後、他の自治体の条例の効果や成果を調査、研究**してまいります。

### 《令和4年9月定例会（代表質問）》

#### 質問項目

- 2 不動産の適正な管理について  
（2）ゴミ屋敷について

#### 答弁内容

- ・（略）ごみ屋敷の問題は、「堆積物等の物的な解消」と「人に対する継続的な寄り添い支援」を両輪で進めていくことが必要となるため、特定の部署だけで短期的に解決が図られるものではなく、**市民局、保健福祉局、環境局、各区役所等の関わるすべての所管課が、それぞれ我が事として問題を捉え、垣根を越えて連携していくことが求められると考えております。**
- ・引き続き、**解決に至っていない事例の検討・検証等を通じて、より実効性の高い支援体制や条例制定の必要性について、部局横断的に検討**してまいります。

### 《令和4年度会派要望》

#### 質問項目

**（要望内容①）**  
（略）また、ゴミ屋敷と称する迷惑な事例が多発していることを鑑み、条例制定を視野に入れた取り組みを行うこと。

**（要望内容）**  
管理不全となっている荒廃住居（いわゆるゴミ屋敷）の樹木、ゴミなどによる近隣住民の苦情に対し、適切な管理、指導が行えるよう柔軟な対応を検討すること。

#### 回答内容

区政推進部／健康増進課／福祉総務課／環境創造政策課／資源循環政策課

- ・いわゆる「ごみ屋敷」への対応については、**事例の検討・検証、他自治体の取組状況等を踏まえ、より実効性の高い支援体制や条例制定の必要性について、部局横断的に検討**してまいります。
- ※両要望に対して同内容の回答

### 3 これまでの検討状況 (1) 検討体制

- 令和5年1月、令和4年度会派要望の回答課により、「いわゆる「ごみ屋敷」に関する庁内検討会」（課長級）を結成し、「ごみ屋敷」に関する調査研究、本市の対応方法等の検討を開始。
- 第2回検討会（令和5年3月）より、こころの健康センター及び幹事区（令和4年度：大宮区・中央区／令和5年度：浦和区・岩槻区）のくらし応援室が参加。また、第4回検討会（令和5年7月）より、生活福祉課が参加。

#### ＜検討体制＞

局	部	課
市民局	区政推進部	区政推進部（区政推進担当）
保健衛生局	保健部	保健衛生総務課
		こころの健康センター ※第2回検討会より参加
福祉局	生活福祉部	福祉総務課
		生活福祉課 ※第4回検討会より参加
環境局	環境共生部	環境総務課
	資源循環推進部	資源循環政策課
区役所 R4：大宮区／中央区 R5：浦和区／岩槻区	くらし応援室	くらし応援室（くらし支援担当） ※第2回検討会より参加

※ 事務局：都市経営戦略部

### 3 これまでの検討状況 (2) 検討経過

- 令和5年1月、第1回検討会を開催して以降、**5回の検討会を開催**し、いわゆる「ごみ屋敷」に関する対応方法等について、**調査研究・検討**。
- **その他、他地方自治体へのヒアリングを複数回実施**し、本市の**対応スキームを検討**。

#### 《検討経過》

月	主な内容
1月	第1回検討会（今後の進め方について）
2月	照会（本市の状況）
3月	第2回検討会（把握状況について）
5月	第3回検討会（第1回及び第2回の振り返り／例規について／対応の枠組みについて）
6月	照会（課題解決に資する事業等）
7月	ヒアリング《東京都北区／横浜市》
	第4回検討会（対応の基本要素及びフローについて）
9月	中間取りまとめ
10月	ヒアリング《浜松市／静岡市》
11月	第5回検討会（要綱案等について）

 以上の検討内容を踏まえ、本市においては「**要綱**」による対応スキームとすることを決定。

## 4 対応スキーム (1) 目的／定義 (第1条・第2条)

- 当該要綱の**目的**は、不良な生活環境の**①解消、②再発防止**。  
また、不良な生活環境の解消等を実現するために、**関係局区による協力・連携**を規定。
- 「不良な生活環境」について、「**住居等における物の堆積等**により、**①悪臭の発生、②ねずみ又は衛生害虫の発生、③火災、堆積物の崩落等、当該住居等の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態**」として規定。

### 《目的 (第1条)》

- ・ 住居等における物の堆積等による**不良な生活環境の解消及び再発防止**を図るために、**関係局区による協力・連携**など、必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保すること。

### 《定義 (第2条)》

用語	説明
住居等	・ 市内に存する建物 ( <b>現に居住の用に供しているもの</b> に限る。) 及びその敷地並びに当該居住のために一体的に利用されている土地
不良な生活環境	・ 住居等における物の堆積等により、 <b>悪臭の発生、ねずみ又は衛生害虫の発生、火災、堆積物の崩落等</b> 、当該住居等の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態にあること
堆積者	・ 自らが居住する住居等に物の堆積等を行うことにより不良な生活環境を生じさせている者 ( <b>自然人に限る</b> )
堆積物	・ 不良な生活環境の原因となっている物

## 4 対応スキーム (2) 対策会議の設置／幹事会の設置（第3条・第4条）

- 不良な生活環境の解消等するための関係局区による協力・連携するための組織として、「**不良な生活環境の解消等に関する対策会議**」及び「**不良な生活環境の解消等に関する対策会議幹事会**」の2つを設置。
- **対策会議**は、（環境局を担当とする）副市長を会長とする**局長級**の会議。**幹事会**は、市民局区政推進部長を幹事長とする**課長級**の会議。
- 両会議共に、**構成員以外の者を出席させることも可能**。

### 《対策会議の設置（第3条）》

会長	構成員
（環境局を担当する） 副市長	市民局長
	保健衛生局長
	福祉局長
	環境局長 ※副会長
	（該当区の）区役所区長

※ 会長は、構成員以外の者を対策会議に出席させることができる。

### 《幹事会の設置（第4条）》

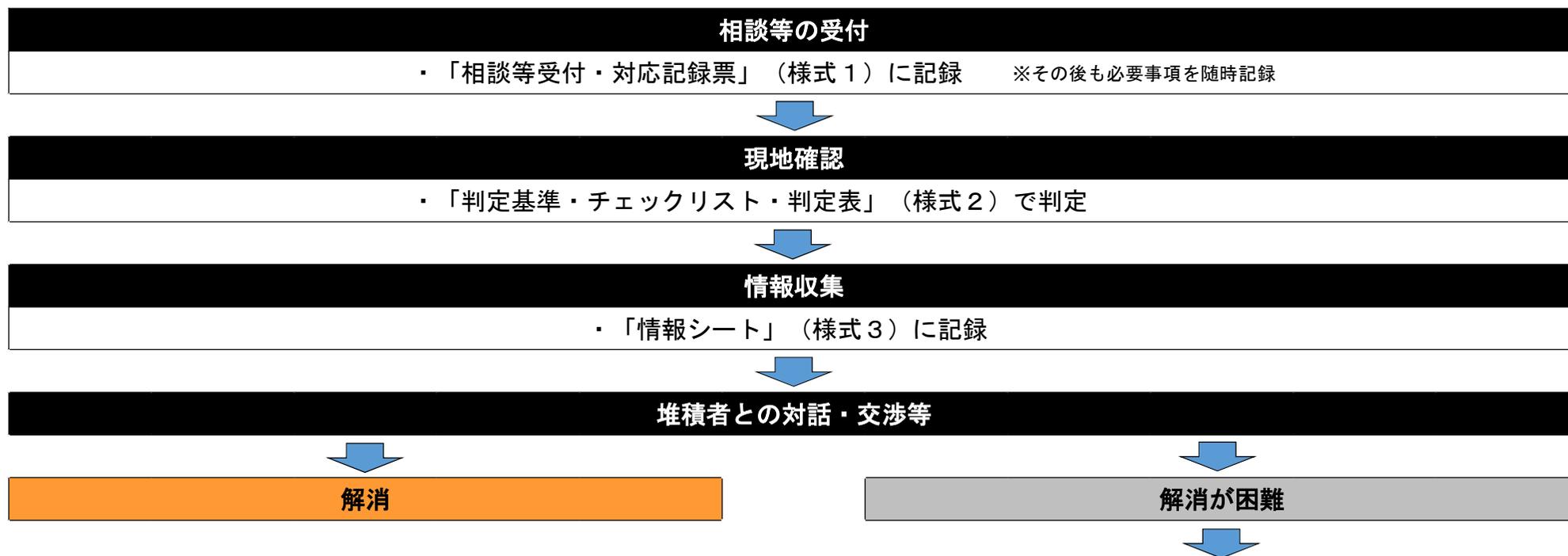
幹事長	構成員
市民局 区政推進部長	市民局 区政推進部参事又は副参事（区政推進担当） ※副幹事長
	保健衛生局 保健部 保健衛生総務課長
	保健衛生局 保健部 こころの健康センター所長
	福祉局 生活福祉部 福祉総務課長
	福祉局 生活福祉部 生活福祉課長
	環境局 環境共生部 環境総務課長
	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課長
	（該当区の）区役所 暮らし応援室長及び同室参事 又は副参事（又は各業務の中で相談等を受け付けた 部署の部長及び課長）
	（該当区の）区役所 健康福祉部長

※ 幹事長は、構成員以外の者を対策会議に出席させることができる。

## 4 対応スキーム (3) 初期対応 (第5条)

- 市民から不良な生活環境と推察される相談等があったときは、**原則として当該住居等が所在する区のくらし応援室が受付。**
- **初期対応**として、まずは**①現地確認**を実施。「**判定基準・チェックリスト・判定表**」により、不良な生活環境であるか否かを判定。
- 不良な生活環境と判定した場合は、**②情報収集**、**③堆積者との対話・交渉**等を実施。
- 堆積者が自ら解消する（堆積者が委託等を行うことにより、堆積者に代わって親族や民間業者が片付けることも含む。）ことを原則。

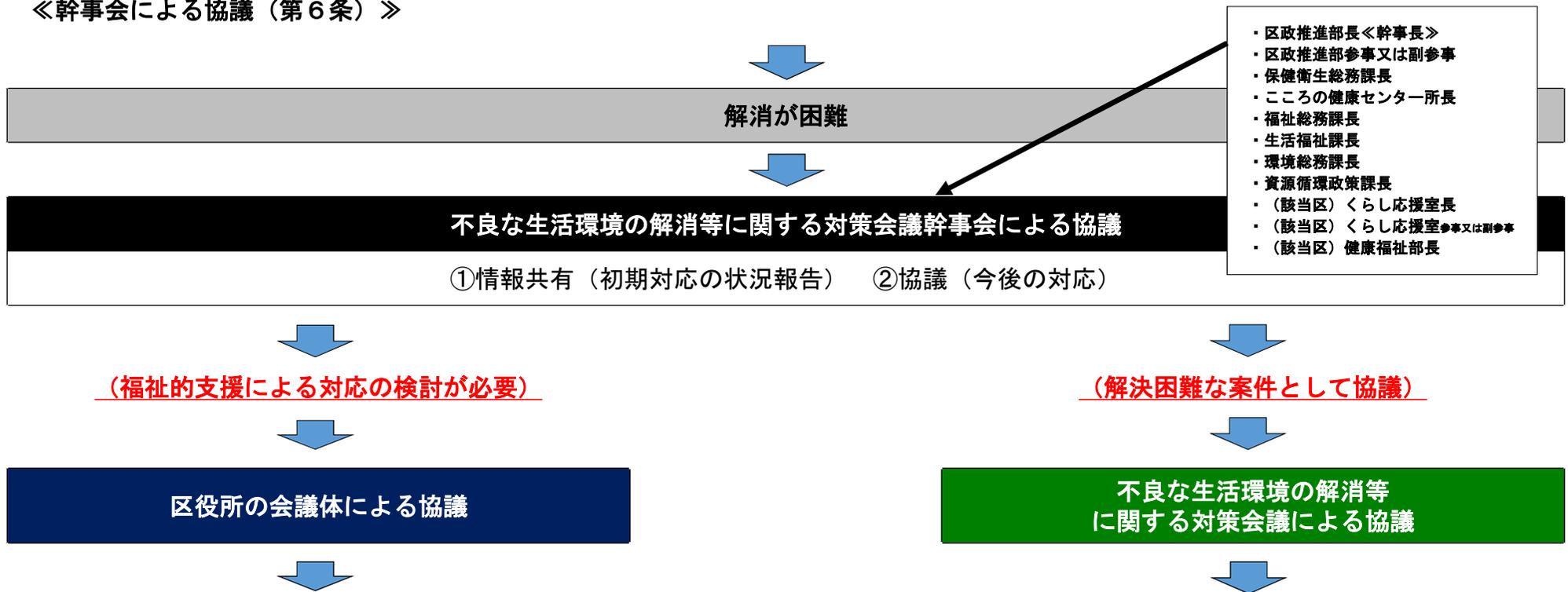
### 《初期対応 (第5条)》



## 4 対応スキーム (4) 幹事会による協議 (第6条)

- 初期対応において解消が困難な場合は、**市民局が中心**となり、「**不良な生活環境の解消等に関する対策会議幹事会**」を開催し、初期対応の状況報告等の情報共有を図るとともに、**今後の対応を検討**。
- **福祉的支援による対応の検討が必要な場合**は、「**区役所の会議体**」による協議を実施。
- **(福祉的支援の検討が必要なく) 解決困難な案件として協議する場合は**、「**不良な生活環境の解消等に関する対策会議**」による協議を実施。

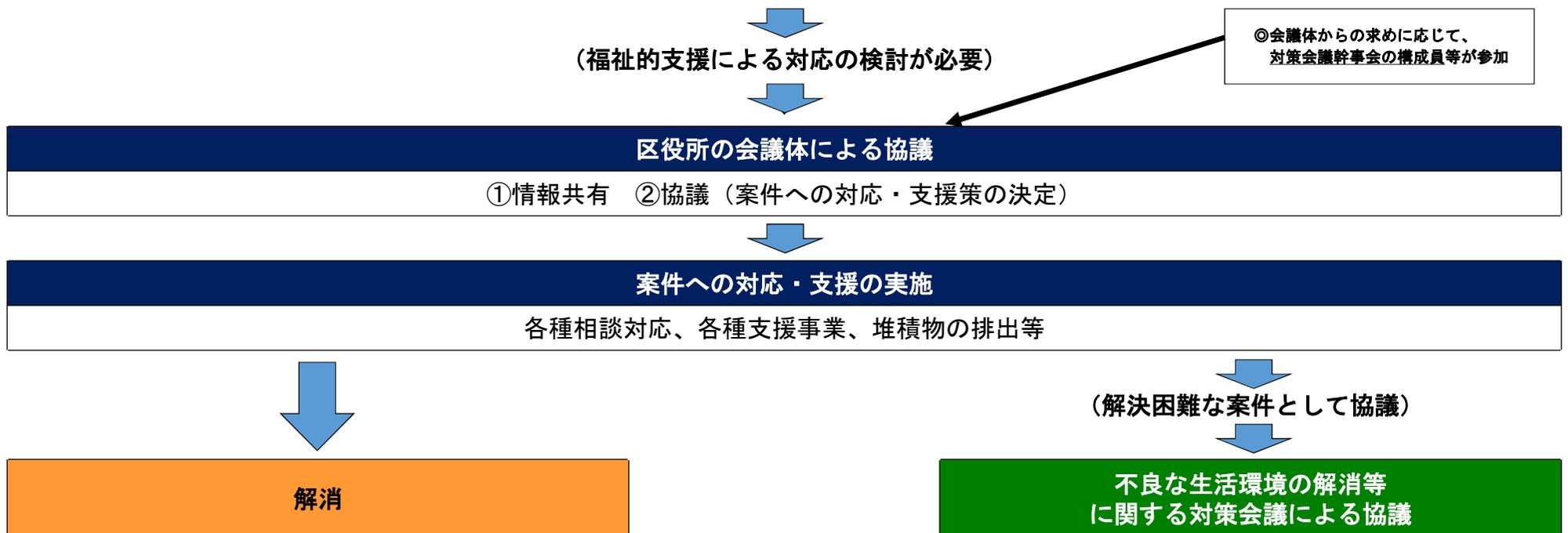
### 《幹事会による協議 (第6条)》



## 4 対応スキーム (5) 区役所の会議体による協議 (第7条)

- 福祉的支援による対応の検討が必要な場合は、**保健衛生局及び福祉局が中心**となり、「**区役所の会議体**」において、初期対応の状況報告等の情報共有を図るとともに、**今後の対応を検討**。
- 「区役所の会議体」については、他地方自治体の事例において、**堆積者が多様な又複合的な課題を抱えていることが多い**ことを踏まえ、各区の支援会議設置要綱に基づく支援会議等の区役所健康福祉部における会議体を活用。
- 堆積者が自ら解消する（堆積者が委託等を行うことにより、堆積者に代わって親族や民間業者が片付けることも含む。）ことを原則。

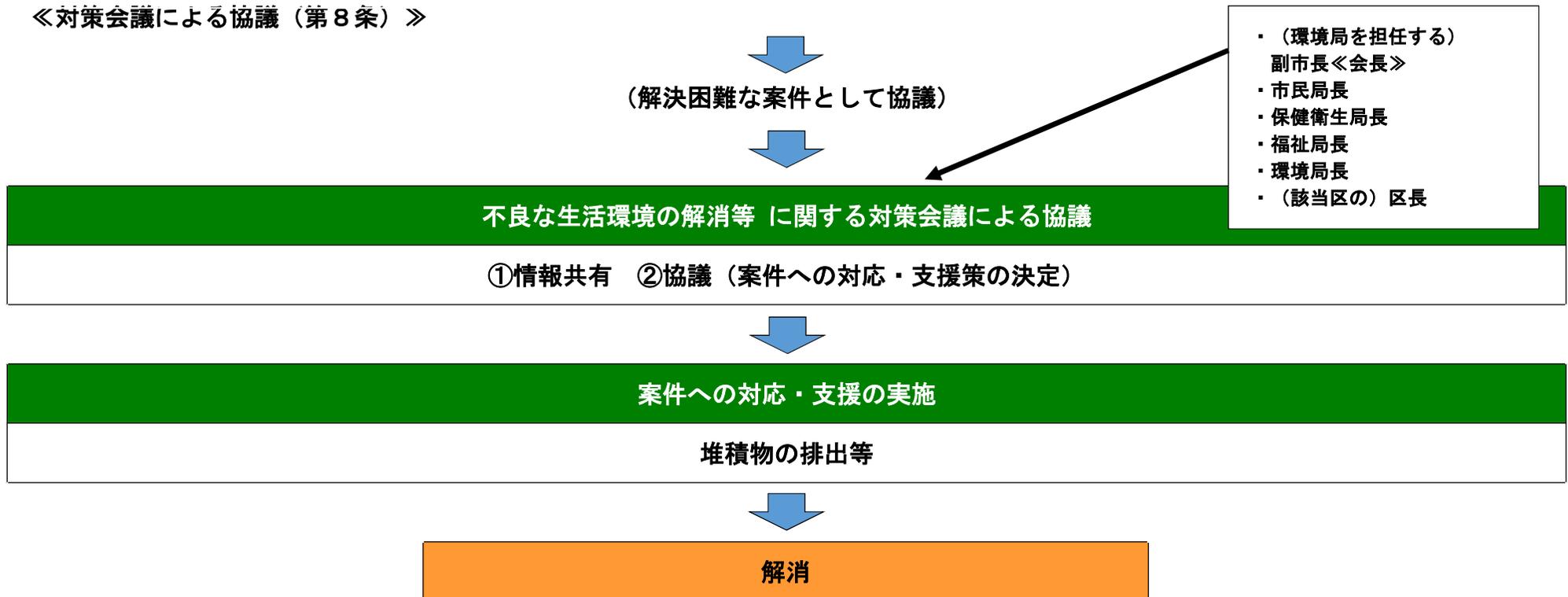
### 《区役所の会議体による協議 (第7条)》



## 4 対応スキーム (6) 対策会議による協議 (第8条)

- 解決困難な案件として協議する場合は、**環境局が中心**となり、「**不良な生活環境の解消等に関する対策会議**」を開催し、これまでの情報共有を図るとともに、**今後の対応を検討**。
- 堆積者が自ら解消する（堆積者が委託等を行うことにより、堆積者に代わって親族や民間業者が片付けることも含む。）こと等が困難である場合は、行政介入の必要性を総合的に判断。

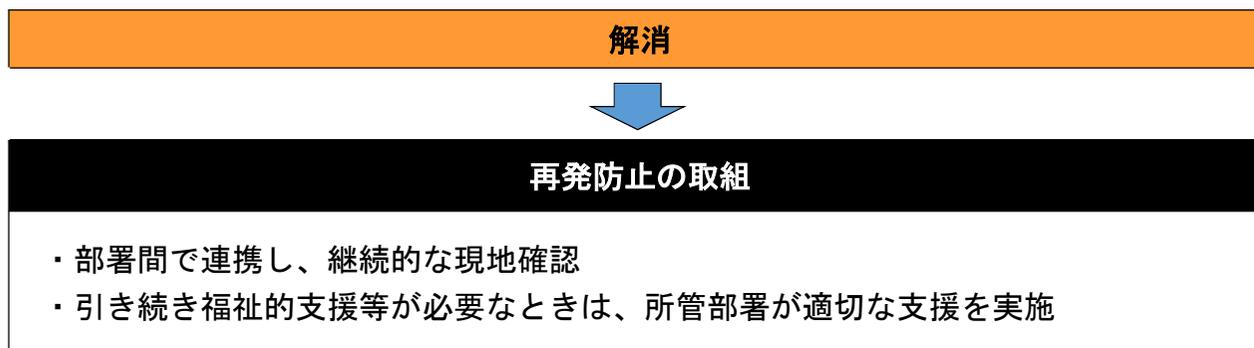
### 《対策会議による協議（第8条）》



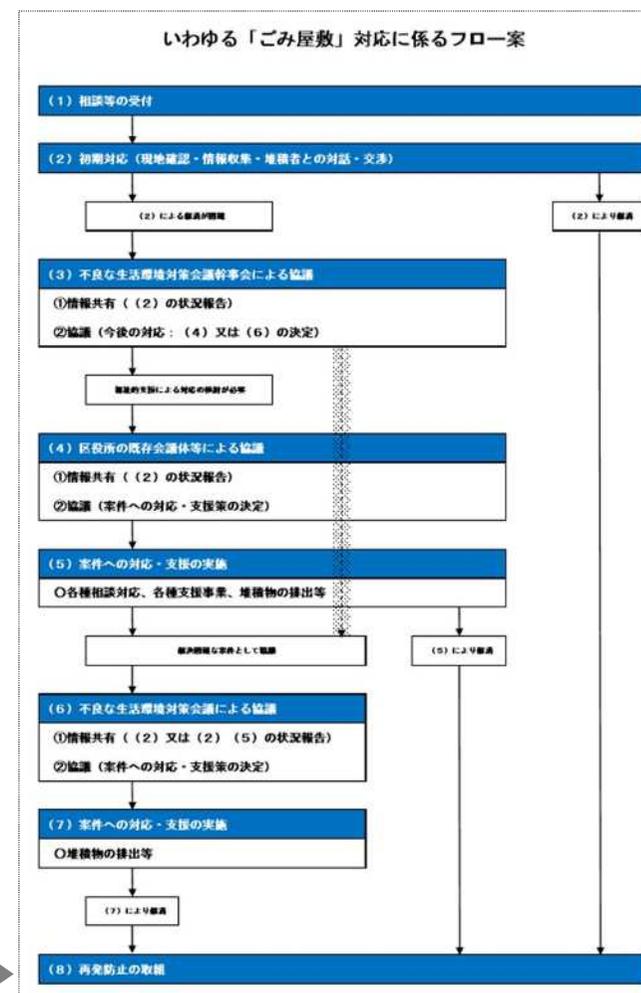
## 4 対応スキーム (7) 再発防止の取組 (第9条)

- 関係部署は、不良な生活環境が解消されたと認められる場合は、再び不良な生活環境が生じないようにするため、部署間で連携し、**再発防止の取組**を実施。

### 《再発防止の取組 (第9条)》



相談等の受付から、初期対応、幹事会による協議、区役所の会議体による協議、対策会議による協議、案件への対応・支援の実施、再発防止の取組までの一連の流れにより対応。



## 5 今後の予定

- **令和6年1月**より**運用開始**。
- 運用後は、**運用により得られたノウハウや課題を踏まえ、適宜、対応スキームの改善**を図るとともに、今後の状況変化や国・他自治体の動向を注視し、条例制定を含めた対応方法等の調査研究・検討を継続。

《今後の予定》

都市経営戦略会議（令和5年12月26日）



要綱等の制定



運用開始（令和6年1月）



**運用により得られたノウハウや課題を踏まえ、適宜、対応スキームを改善**